

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

申請者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E: 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 _____ 円

e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 _____ 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C: 申込時点における最新の全体の売上原価 _____ 円

S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円

B1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 _____ 円

b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 _____ 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円

B2: 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 _____ 円

b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 _____ 円

※注1: 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。注2: 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。注3: P1>0, かつ, P2>0となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

宇都宮市長 佐藤 栄一

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ③）の計算書
（原油価格上昇の場合）

住 所

電話番号

申請者名 _____ 印

（表1：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇）

a. 指定業種に係る原油等の最近 1か月の平均仕入単価	b. 指定業種に係る原油等の前年 同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単 価の上昇率
円 【E】	円 【e】	% 【E/e × 100 - 100】

（表2：指定業種に係る原油等の仕入価格）

※20%以上であること

c. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を 製品等に転嫁できていない事業が属する業種 (※1)	d. 指定業種に係る原油等の仕入価格
業	円
業	円
合計	円 【S】

※1：認定申請書の表には、c. 欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のための記載でも可。

※2：指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

（表3：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合）

※20%以上であること

全体の売上原価 (a)	指定業種に係る原油等の仕入 価格 (b)	全体の売上原価に占める指定業種に 係る原油等の仕入価格の割合 (b/a × 100)
円 【C】	円 【S】	%

（表4：認定業種に係る製品等価格への転嫁の状況）

指定業種 (※)	最近3か月間 の指定業種に係 る原油等の仕入 価格 (a)	最近3か月間 の指定業種に 係る売上高 (b)	(a/b × 100)	前年同期の指 定業種に係る 原油等の仕入 価格 (c)	前年同期の指 定業種に係る 売上高 (d)	(a/b × 100)
業	円	円	%	円	円	%
業	円	円	%	円	円	%
合計	円 【A1】	円 【B1】	%	円 【a1】	円 【b1】	%

※：表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

(表5：全体に係る製品等価格への転嫁の状況)

最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格(a)	最近3か月間の全体の売上高(b)	(a/b×100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格(c)	前年同期の全体の売上高(d)	(c/d×100)
円 【A1】	円 【B2】	%	円 【a1】	円 【b2】	%

(注) 認定申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロー③）の認定における提出書類

1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロー③） 正本2部

実印（個人事業主は個人印）を押印してください。

2 法人にあっては商業登記簿謄本（正本／発行日が3ヶ月以内のもの） 原本

個人にあっては直近の確定申告書の写し

法人の住所、商号及び代表者名又は個人の住所及び事業所の所在地を確認するため用います。

3 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロー③）の計算書 1部

4 月次損益計算書（試算表）、仕入台帳など

最近3ヶ月間とその期間に対応する前年の3か月間の仕入れ価格、及び最近1か月間とその期間に対応する前年1か月間の原油等の仕入数量がわかる書類。

5 決算書（直近のもの）

売上原油及びその中に占める原油等の仕入れ価格を確認するために用います。

6 月次損益計算書（計算表）、売上台帳など

最近3か月間とその期間に対応する前年3か月間の売上高がわかる書類。

※上記4～6の書類については、すべてに法人の住所と商号（法人の場合）又は個人の住所と個人名（個人の場合）を付記し、実印（個人事業主は個人印）を押印してください。

付記は、記入しても横ばんを用いてもどちらでも構いません。

7 金融機関の担当の方が認定業務を代行するときは、委任状が必要になります。

その他

1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定は、主たる事業が経済産業大臣の指定した不況業種である必要があるため、指定業種の確認については中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業庁ホームページアドレス http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

「セーフティネット保証制度5号の指定業種」参照

※主たる事業とは、最近1年間の売上高が最も大きい事業です。

2 申請にあたっては、次の条件に合致する必要があります。

- (1) 指定業種に係る原油等の仕入れ価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たすこと
- (2) 指定業種に係る原油等の仕入れ単価の上昇率、全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入れ価格が占める割合（依存率）が20%以上であること。
- (3) $P1 > 0$ 、かつ、 $P2 > 0$ となっていること。